

第4章. 実現に向けて

1. まちづくりの実現に向けての基本的な考え方

1) 本計画に基づくまちづくり推進の基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、将来のまちづくりのための基本的な指針であり、本計画に基づく、まちづくりの推進に際しては、以下の基本的な考え方に基づき、取り組んでいきます。

- 都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施、各種まちづくり施策の推進を図るとともに、民間開発等の適切な規制誘導や、地域のまちづくりに関する各種のルールづくりなど、ハード・ソフト両面にわたる総合的な施策の推進を図っていきます。
- 市内部における総合的な連携や、国・県・隣接市町との広域連携の推進を図るなど、効率的・効果的なまちづくりの推進を図ります。
- 市民(住民・事業者等)との連携・協力を図りつつ、市民と行政の協働のもと、まちづくりを推進し、“市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒”の実現をめざします。

2) 協働によるまちづくりの基本的な考え方

協働による、まちづくりの取組みに際しては、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、対等な立場で、相互に補完し、協力してまちづくりを進めます。

①市民の役割

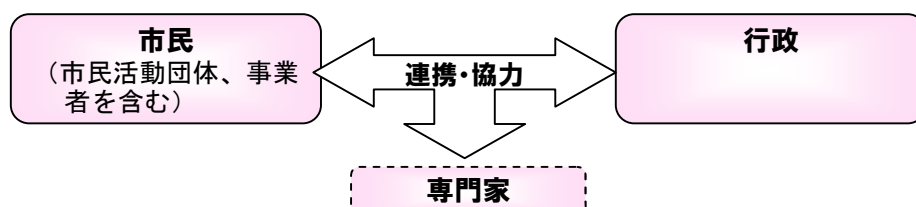
- 市民(市内に居住する者、および市内で働く者、学ぶ者、活動する者、事業を営む者)は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら、自らの発言と行動に責任を持って、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。
- 市民は、市民自治活動(地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組む、市民が主役となったまちづくりを行う活動)の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めるとともに、市民自治活動を行う団体等(自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体および事業者、個人等)を支援するよう努めます。
- 事業者は、地域社会の中で果たすべき役割についての意識を高め、地域の住民や行政と連携・協力を図りつつ、保有する専門的な知識や技術を活用し、地域との良好な共生・調和に留意しながら、事業活動やまちづくり貢献活動を行うよう努めます。

②行政の役割

- 協働のまちづくり推進に資する各種情報の提供、まちづくりに関する市民ニーズの把握、企画立案・実施・評価等の各段階における多様な市民参画の機会拡充に努め、適切な市政運営を進めていきます。
- 行政が率先して実施すべき基盤整備等の公共事業や、規制誘導の仕組みづくりについて、庁内や広域的な連携・体制を充実し、施策の推進を図ります。
- 市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重するとともに、市民自治活動等の活性化が図れるよう、必要に応じて、公共的な活動に対する関係者間の調整や、支援を行います。

③専門家の役割

- まちづくりを有効に進めていくためには、専門家(大学、まちづくり活動組織など)の役割も重要であり、地域社会への貢献について意識を高めるとともに、市民及び行政と連携・協力を図りつつ、専門性を発揮し、まちづくりの技術や情報を活かして、支援を行います。



2. 協働のまちづくりの推進方策

1) 本計画に基づく住民主体の地域・地区レベルのまちづくりの推進

今後の地域・地区レベルでの具体的なまちづくりの推進に際しては、本計画の方向(指針)を踏まえるとともに、各地域・地区の実情やニーズを踏まえながら、適切に実施していくことが必要であり、生駒市自治基本条例に基づく取組み状況や、既存制度等を踏まえつつ、以下の方向で、段階的に取組んでいきます。

①いこま塾の継続的な活動に基づく、市民主体のまちづくりアクションプランづくり

- まちづくりのあり方について学習・協議・検討を行う「いこま塾」を継続的に取組み、市民が自主的かつ主体的に取組むまちづくりの方向や、できることから段階的に取組む具体的なアクションプランの策定をめざします。

②協働で取組む景観形成基本計画の策定

- 生駒らしさを活かしたブランドまちづくりにとって、重要な要素である景観について、本市の良好な景観形成のための協働で取組むマスタープランとして、いこま塾の活動と連携しつつ、景観形成基本計画の策定をめざします。また、良好な景観誘導のデザイン指針として、景観デザインマニュアルの策定をめざします。

③市民主体のまちづくりを支援するための、仕組み(まちづくり条例)づくり

- 上記の検討・取組み結果を踏まえつつ、市民主体のまちづくりを円滑に推進するために必要な仕組み((仮称)生駒市まちづくり条例)づくりについて、地区別・目標別まちづくり実現の仕組み、都市計画等と連携した市民参加や開発調整の仕組み、庁内の横断的な支援体制のあり方、新たな支援拡充等の点に留意しつつ、策定をめざします。

④地域レベルの市民自治協議会の活動の支援

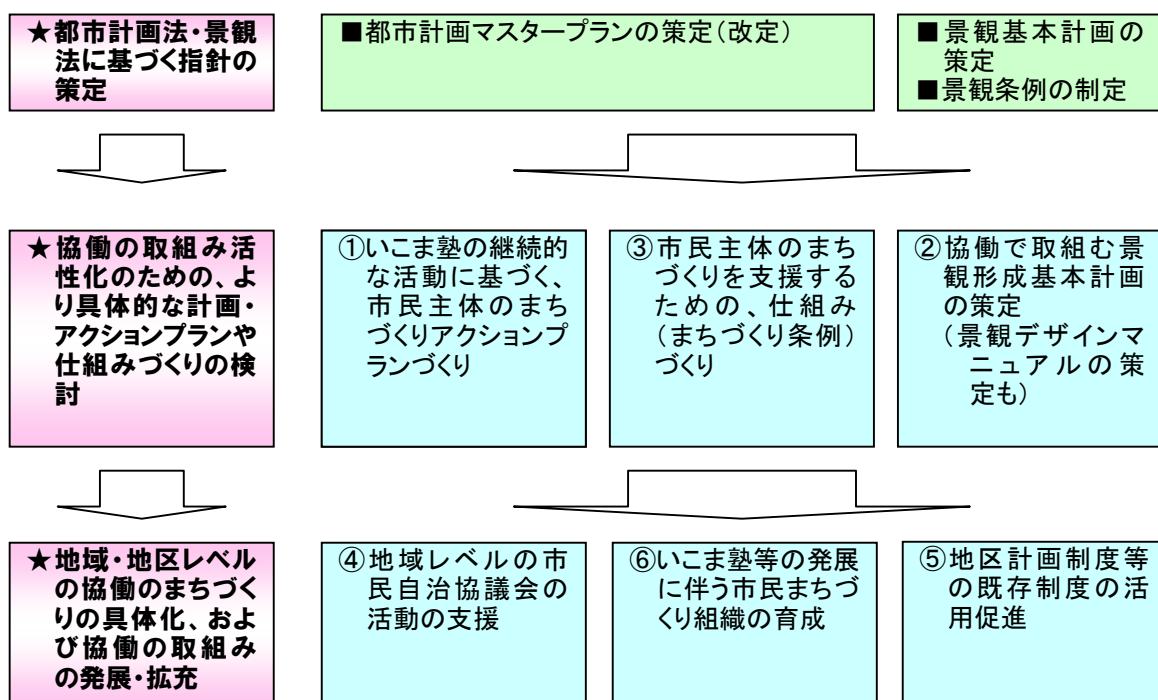
- 生駒市自治基本条例に基づく、今後の小学校区等の地域レベルの市民自治協議会の立ち上げと、まちづくりの協議や計画づくり、各種まちづくり活動の実施について、積極的に支援していきます。

⑤地区計画制度等の既存制度の活用促進

- 地区計画制度や景観法に基づく景観規制・誘導手法など、既存制度の活用促進を図り、各地区の課題や住民ニーズ等に対応した、きめ細かなまちづくりを誘導していきます。

⑥いこま塾等の発展に伴う市民まちづくり組織の設置

- いこま塾等の取組みの拡充・発展に伴い、まちづくりに関わる個別の人材育成やネットワーク形成のみならず、全市的な観点から、重点的なまちづくりを検討・点検したり、主体的な調査・研究・施策提言や施策の実施を図るような、市民まちづくり組織の設置について検討を進めます。



2) 市民主体のまちづくりへの支援

市民の自主的かつ主体的なまちづくりの推進を図るため、本計画に基づき、「市民と行政が共に取組む協働」および「市民の取組みへの支援」を推進していくとともに、特に、各地域・地区のまちづくり活動の進展状況や、協働の取組みに係る課題等を踏まえつつ、以下の支援を適切に図っていきます。

市民主体のまちづくりの取組みに際しては、「学び、考える」ことにより、地域の重要課題や将来方向を共有しつつ、「小さくても、できることから、段階的に」行動を「実践」し、その活動の一体感・充足感や効果を踏まえながら、次の取組みに活かしていくような方向をめざし、誘導と支援を図っていきます。

①まちづくりに関する広報活動の推進

- まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるような、各種の市政・計画情報や、まちづくり支援制度等の紹介、優良活動・事例の紹介など、積極的な情報発信に努めます。

②まちづくりの多様な学習・交流機会の拡充

- いこま塾の開催や、専門家等による講演・講習会の開催および事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き・まち探検、ウォーキングラリー等の地域を知る交流イベント、まちづくりについて議論する機会づくりなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、多様な学習・交流機会の拡充を推進します。

③まちづくり団体等のネットワーク化や人材育成の支援

- まちづくり活動に取組む住民や各種団体について、積極的な情報発信と交流機会の拡充を図り、様々な情報やノウハウの共有化とともに、まちづくり団体等のネットワーク化および、まちづくりリーダーや人材育成等を支援していきます。

④まちづくり活動に対する指導・誘導等の充実

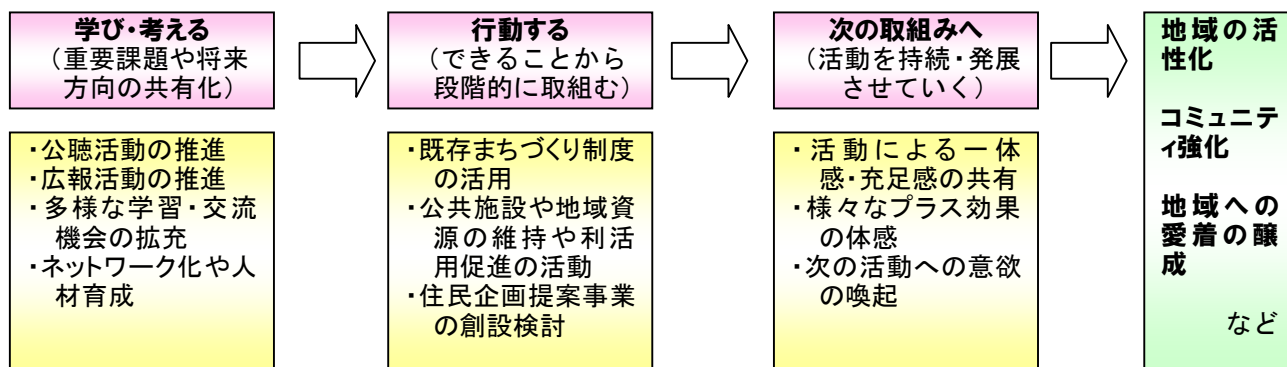
- 住民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、及び具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、関係者等の調整、NPOや住民団体等への支援、都市計画制度(地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、都市計画提案制度など)等の各種支援制度の紹介と活用促進、実現化の調整、大学等の関連公共機関との連携調整など、総合的な観点から住民主体のまちづくりを支援していきます。

⑤まちづくり活動に対する支援の充実

- 住民団体などが自主・自発的に提案・実施する公益的な「住民企画提案事業」、とりわけ、「まちの環境の魅力化・個性化」や「まちづくりを通じたコミュニティやにぎわいの強化」につながるような積極的かつ創意工夫あふれる取り組みに対して、支援の充実を検討します。

⑥公共施設の維持や利活用の促進

- 公園・道路・河川・公共施設等について、適切な維持管理、良好な景観形成、住民に利用され親しまれる公共施設の環境づくりをめざし、公共施設の維持(清掃など)や緑地保全、さらには利活用の促進(景観形成等への自主的な取組み、利活用イベント等に関する企画運営など)を図ります。



3) 都市計画マスタープランの進行管理

① 庁内推進体制の充実及び効果的なまちづくりの推進

- 進行管理に際しては、本計画(Plan)に基づき、施策の段階的な実施(Do)を図るとともに、実施した施策・事業の効果を点検・評価(Check)し、必要に応じて修正・見直し(Act)を図るなど、適切な計画の実施と、計画への柔軟なフィードバックを図っていきます。
- 上記進行管理の実施については、生駒市総合計画推進市民委員会の施策評価システムと連動して行います。
- 市民意向や市民・事業者等が主体的に実施する協働の取組みの熟度を踏まえつつ、効果の高い施策、必要性の高い事業について、重点的かつ効果的に推進していきます。
- 進行管理については、概ね5年ごとに実施される都市計画基礎調査に合わせ、都市計画マスタープランの進行状況を管理・評価することにより、重点的・効果的な事業・施策の判断材料とします。
- 都市計画マスタープランを管理・評価する横断的な体制として「(仮称)都市計画マスタープラン推進委員会」を設置します。

② 都市計画マスタープランの点検と見直し

- 本都市計画マスタープランは、評価の結果や将来的に社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

